



「食パラダイス鳥取県」マーク活用支援事業

概要

商品や出荷資材に「食パラダイス鳥取県」、「ふるさと認証食品」、「鳥取物がたり」、「食のみやこ鳥取県」特産品コンクール」及び「食パラダイス鳥取県」特産品コンクールロゴマークを活用される場合、その版下作成等の1/2を県が支援します！

事業内容

- 事業名：「食パラダイス鳥取県」マーク活用支援事業
 - 支援対象者：「食パラダイス鳥取県」アンバサダー、「ふるさと認証食品」、「鳥取物がたり」登録事業者、「食のみやこ鳥取県」特産品コンクールまたは「食パラダイス鳥取県」特産品コンクールに入賞した事業者
 - 支援内容：各ロゴマークを活用した商品パッケージの版下作成費、ロゴマーク入りシール作成経費
- ※作成にあたっては、各種法令(景品表示法、JAS法など)を遵守してください。なお、表示に関して指摘事項が生じた場合は、修正後に印刷を開始してください。
- 補助金額：事業費×1/2（1事業者あたり上限5万円）
 - ※1事業者あたり1商品について最長5年間申請可能。（ただし、2年連続の申請は除く。）

申請方法

※必ず事業実施前に申請してください！

食パラダイス鳥取県推進事業費補助金交付要綱に基づき、事業計画書に必要書類を添えて下記あて先まで提出してください。なお、申請様式は下記ホームページからも入手可能です。

活用事例

〈ふるさと認証食品〉



〈鳥取物がたり〉



〈特産品コンクール〉



〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
 鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局 食のみやこ推進課
 電話 0857-26-7835 ファクシミリ 0857-21-0609
 HP <http://www.pref.tottori.lg.jp/syokunomiyako/>



「食パラダイス鳥取県」マーク活用支援事業をお使いいただける制度

『「食パラダイス鳥取県」アンバサダー制度』とは



鳥取県産品の良さを積極的にPRし、観光と連携した豊かな食の魅力を磨き上げ、新たに「食パラダイス鳥取県」としてステージアップを図る事業者を「食パラダイス鳥取県」アンバサダーとして登録します。登録されると、「食パラダイス鳥取県」推進の趣旨に賛同した事業者としてPRすることができます。

HP <https://www.pref.tottori.lg.jp/311299.htm>



『鳥取県ふるさと認証食品』とは



鳥取県では、県内で製造される加工食品のうち、次のいずれかを満たすものを「ふるさと認証食品」として認証しています。

- 鳥取県産の農林水産物を原材料に用いている。(重量割合50%以上)
- 地域に古くから伝わる伝統的な製法で作られている
- 鳥取県独自の新技术を用いて作られている。

ロゴマークを貼ることで県内製造の加工食品としてPRすることができます。

HP <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=178533>



『鳥取物がたり』とは



鳥取県では、次の要件を満たす県産品を「とっとり県産品「鳥取物がたり」」として登録しています。

- 県内において生産若しくは製造加工された産品
- 県外において生産若しくは加工された産品であって産品を特徴づける材料、技術等が県内で生産又は伝承されるもの

ロゴマークを貼ることで、県産品であることをPRすることができます。

HP <http://www.pref.tottori.lg.jp/item/852435.htm>



『特産品コンクール』とは



鳥取県産の農林水産物を主原料とした加工食品、又は鳥取県産農林水産物の特徴を活かした加工食品の中から優れた新商品を審査・表彰します。

受賞マークを貼ることで、「食のみやこ鳥取県」及び「食パラダイス鳥取県」において優れた加工食品としてPRできます。

HP <https://www.pref.tottori.lg.jp/178534.htm>

